

30 生産第 1286 号
平成 30 年 10 月 9 日

日本青果物輸出促進協議会会長 殿

農林水産省生産局園芸作物課長

輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守について

輸出に係る残留農薬問題については、輸出関係団体等に対して「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」（平成 20 年 12 月 5 日付け農林水産省生産局生産流通振興課長通知）（別紙 1）により周知しているところではありますが、未だに、日本から輸出された青果物が台湾で不合格になる事例が頻発しているところです。

こうした中、台湾側から、平成 29 年 12 月から平成 30 年 5 月までの期間に日本産青果物の残留農薬基準値違反が見られたため、再発防止措置を行うよう指摘を受けたところであり（別添 1）、違反した輸出業者に対して、

- ① 農薬の使用履歴が明らかな品目を輸出すること
- ② 必要に応じて、輸出品目の残留農薬分析を実施すること

等の再発防止策について周知したところです。

今後、台湾をはじめとする輸出先への青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくためにも、貴職から会員等に対し、別紙文書及び主要輸出先の残留農薬基準の周知・徹底をお願いします。

(参考)

○諸外国における残留農薬基準値に関する情報（農林水産省 HP）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html

○台湾の残留農薬基準値（台湾衛生福利部食品薬物管理署 HP）

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520>

○台湾における残留農薬基準違反事例（台湾衛生福利部食品薬物管理署 HP）

<https://consumer.fda.gov.tw/Food/UnsafeFood.aspx?nodeID=170>